

第 4 期宇都宮市障がい福祉サービス計画の策定について

1 策定の目的

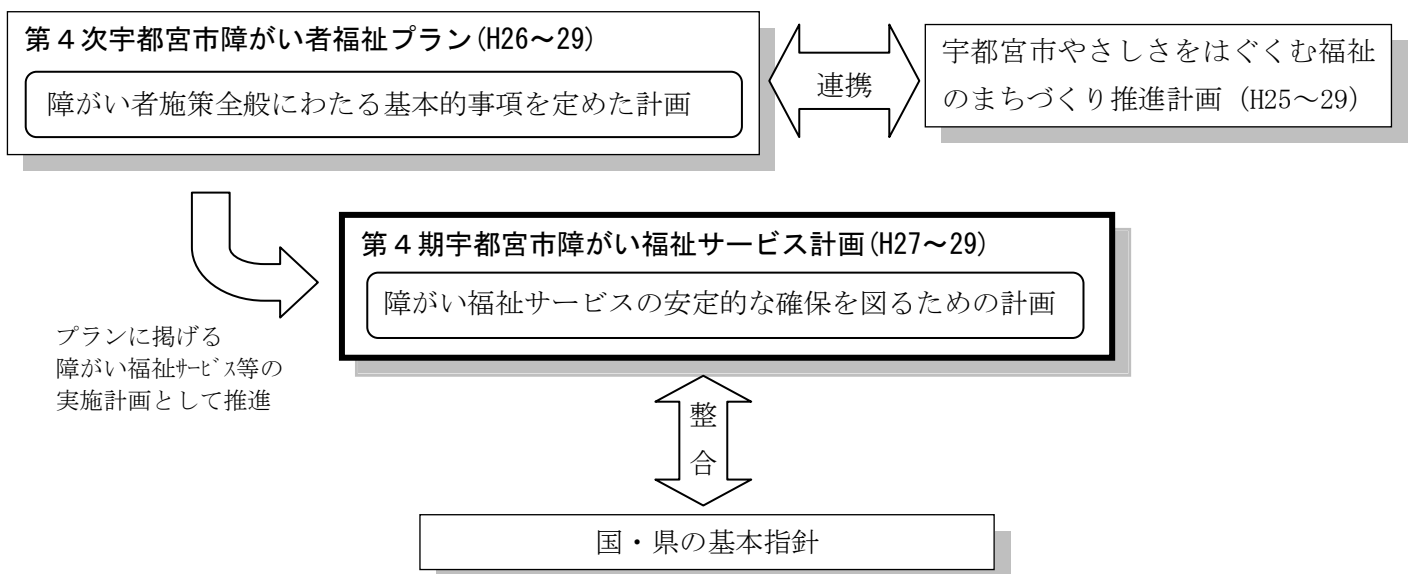
- 本市では、障がいのある人が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生き生きと安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、平成 26 年 3 月に「第 4 次宇都宮市障がい者福祉プラン」(以下「プラン」)を策定したところであるが、このプランに掲げた目標等を達成するため、各種施策・事業の計画的な推進に取り組む必要がある。
- このような中、障害者総合支援法(以下「法」)においては、障がい者の身近な地域で暮らしを支援する障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するため、市町村に障がい福祉サービス計画の策定が義務付けられていることから、第 3 期計画の計画期間(平成 24 年度～26 年度)の終了に伴い、新たに第 4 期計画を策定する。

2 計画の位置付け

- 法第 88 条に定める市町村障害福祉計画
- 第 4 次宇都宮市障がい者福祉プランに掲げる障がい福祉サービス等の実施計画

※法第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。



3 計画期間

平成27年度～平成29年度（3年間）

4 計画の検討内容

(1) 現行計画の評価と課題の抽出

- ・ 現行計画の実績評価，検証
- ・ 障がい福祉サービス利用者及び事業者へのアンケート調査によるニーズ把握及び宇都宮市障がい者自立支援協議会等との協議における課題の整理

(2) 目標値の設定

国の基本指針（別紙1）に基づき目標値を設定（国の基本指針は，5月に告示）。

⇒国においては以下の3つの目標が示された。

① 施設入所者の地域生活への移行（継続）

- ・ 平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を平成29年度末までに地域生活へ移行する。
- ・ 平成29年度末時点での施設入所者を平成25年度末時点の施設入所者から4%以上削減する。

② 地域生活支援拠点等の整備（新規）

- ・ 平成29年度末までに各市町又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備する。

③ 福祉施設から一般就労への移行（整理・拡充）

- ・ 平成29年度末における福祉施設から一般就労への移行を平成24年度実績の2倍以上とする。
- ・ 平成29年度末における就労移行支援事業の利用者を平成25年度末の利用者から6割以上増加させる。
- ・ 事業所ごとの就労移行率について，就労移行支援事業のうち，就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

※参考 第3期計画における国の基本指針に示された目標値

① 施設入所者の地域生活への移行

→ 地域移行者数の増加，施設入所者の削減

② 福祉施設から一般就労への移行

→ 就労移行支援事業等の利用者数の増加

(3) サービス見込量の推計及び確保策

- ・ 障がい福祉サービス（障がい児を対象としたサービスを含む），相談支援，及び地域生活支援事業の種類毎の見込み量の推計及び確保策

5 策定体制

- ・ 別紙2のとおり

6 市民意向の反映方法

- ・ 社会福祉審議会において公募委員を選任（2名）
- ・ 障がい福祉サービス利用者及びサービス提供事業者へのアンケート調査
- ・ 障がい者団体等との意見交換会を実施
- ・ パブリックコメントの実施

7 策定スケジュール（別紙3）

平成26年	4月	公募委員の募集
	5月	国の基本指針の提示
	6月	障がい者団体等との意見交換会実施 サービス利用者及び事業者へアンケート調査
	7月～	庁内策定委員会・作業部会の開催（4回程度）
	8月～	自立支援協議会の開催（4回程度）
	10月～	障がい者分科会の開催（3回程度）
	12月	計画素案の作成
平成27年	1月	パブリックコメントの実施
	3月	第4期計画策定，県知事報告